

答 申 書

平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日

美里町情報公開審査会

答 申

第 1 審査会の結論

- 1 教育委員会が平成 26 年 6 月 16 日付けで行った行政文書不存在決定のうち、施設ごとの汚泥の搬出数量が証明できる文書を不存在とした決定は、取り消すべきである。
- 2 教育委員会が平成 26 年 7 月 3 日付けで行った行政文書不存在決定のうち、汚泥の引出し数量が記載されている書類及び大崎広域東部汚泥再生処理センターへの搬入伝票を不存在とした決定は、取り消すべきである。
- 3 上記 1 及び 2 で取り消した部分については、不存在決定をする時点は明らかに不存在であったが、その後取得した文書が存在するものと認められる。この部分については、異議申立人に対して取得した経緯を説明するとともに再度請求の趣旨を確認し、現に存在する文書が請求された行政文書に該当する場合は、開示決定を行い、開示するべきである。
- 4 その余の不存在決定については、審査会の調査の結果、教育委員会が開示請求に係る行政文書を保有していないと認めざるを得ないことから、やむを得ない。

しかし、当該文書については、本来、教育委員会が作成し、又は取得しなければならなかったものであり、事務処理が不適切であったと言わざるを得ない。このことは、結果として行政に対する町民等の信頼を損ない、また、開示請求権を制約するものである。今後は、適切な事務を行うよう強く求めるものである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 26 年 6 月 3 日付けの行政文書開示請求
- (1) 異議申立人は、平成 26 年 6 月 3 日に、美里町情報公開条例第 (平成 24 年美里町条例第 29 号。以下「条例」という。) 第 5 条第 1 項の規定により、教育委員会に対し、次に掲げる行政文書の開示請求 (以下「本件請求 1」という。) を行った。

平成 23 年度から平成 26 年度までの教育施設浄化槽維持管理業務設計書に計上されている施設毎汚泥の引き抜きし搬出する数量とその単価が記載されている書類

の業務で完了している分の施設毎汚泥の引き抜きし搬出した数量を証明できる書類

の業務で平成 23 年度から平成 25 年度までの施設毎の保守点検記録簿

- (2) 教育委員会は、平成 26 年 6 月 16 日に、本件請求 1 のうち の文書について開示決定を行い、同日付け美教総第 511 号で異議申立人に通知した。また、本件請求 1 のうち 及び の文書については不存在決定 (以下「本件処分 1」という。) を行い、同日付け美教総第 511 - 1 号で異議申立人に通知した。

- (3) 教育委員会は、平成 26 年 6 月 23 日に異議申立人に対し、開示決定した文書の開示を行った。

- 2 平成 26 年 6 月 23 日付け行政文書開示請求

- (1) 異議申立人は、本件処分 1 及び行政文書の開示を受けて、平成 26 年 6 月 23 日に教育委員会に対し、次に掲げる行政文書の開示請求 (以下「本件請求 2」という。) を行った。

教育施設浄化槽維持管理業務の浄化槽処理方式等仕様書に業務範囲と示している維持管理報告書の作成及び各作業項目毎の施工写真提出とありますがその書類 (平成 23 年度から

平成 25 年度)

教育施設浄化槽維持管理業務の仕様書で腐敗型浄化槽(小牛田中学校)では、一次処理装置の全量引出しとなっております。その清掃月日・引出し数量・清掃業者名が記載されている書類と東部汚泥再生処理センターへの搬入伝票(平成 23 年度から平成 25 年度)

小牛田中学校・不動堂中学校給食室のグリストラップの汚泥等は産業廃棄物であり、収集運搬業者及び搬入先・搬入日・搬入数量の記載されている書類(平成 23 年度から平成 25 年度)

(2) 教育委員会は、平成 26 年 7 月 3 日に、本件請求 2 に対し、 のうち維持管理報告書、 のうち清掃月日及び清掃業者名が記載されている書類並びに の文書について開示決定を行い、同日付け美教総第 628 号で異議申立人に通知した。また、 のうち各作業項目毎の施工写真並びに のうち引出し数量が記載されている書類及び大崎広域東部汚泥再生処理センターへの搬入伝票については不存決定(以下「本件処分 2」という。)を行い、同日付け美教総 628 号 - 1 で異議申立人に通知した。

(3) 教育委員会は、平成 26 年 7 月 11 日に、異議申立人に対し、開示決定した文書の開示を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 7 月 23 日に、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服とし、教育委員会に対しその取消しを求める異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分 1 及び本件処分 2 の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 行政文書開示請求の原因について

平成 26 年度の教育施設浄化槽維持管理業務の仕様書に汚泥の搬出数量が記載されていなかったことから、過年度における本業務が仕様書どおりに行われているか、提出が明示されている施工写真や汚泥運搬数量がどのように報告されているか、適正な業務がされていないのではないかなどの疑念を抱き、行政文書開示請求を行った。

汚泥搬出数量については、発注時に確定していなければならず、仕様書に示している人槽や在籍生徒数のみでは適正な積算ができないものである。

(2) 異議申立ての原因について

本件処分 1 及び本件処分 2 並びに開示された文書から、提出が義務付けられている書類の提出もなく、町が業務完了を認めていたことに大きな疑問を抱いた。

入札時の仕様書では業務委託費用の中で占める割合の多い汚泥汲み取り運搬数量を示さず、また、提出しなければならない書類を未提出の状態で業務完了していることは、入札参加業者への不公平な取扱いに当たると考え、不存決定の取消しを求めるものである。契約後は仕様書に関係なく、受託業者に利潤が出るように業務を行っているのではないかと考

えるものである。

設計段階の汚泥引抜き数量については、町の他の部署の浄化槽管理業務の仕様書では示されており、これがなぜないのか疑問である。完了報告段階における施工写真や東部汚泥再生処理センターへの搬入伝票は仕様書で提出しなければならないことになっている書類であり、これらを提出させずに公金を支出できるのか疑問である。また、適正な業務を行っていないものと疑うものである。

第4 実施機関の説明要旨

教育委員会による本件処分1及び本件処分2に関する説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 設計段階における汚泥引抜き数量を示す文書（本件請求1の に係る文書）について

教育施設浄化槽維持管理業務は、毎年度発注している業務であり、平成23年度から平成26年度までの業務の設計額の算出については、過年度の契約金額を参考に業務設計書を作成しており、汚泥の数量と単価に基づく積算は行っていない。本来であればこれらの数量と単価に基づく積算を行うべきであったが、行っていないため、これらが記載された業務設計書は存在しない。

2 完了報告段階における施工写真及び汚泥引抜き数量を証明する文書（本件請求1の 並びに本件請求2の 及び に係る文書）について

仕様書では、業務完了報告書に各作業項目ごとの施工写真の提出を義務付けており、また、契約書では汚泥を処理場に搬入したことを証明する書類を義務付けている。しかしながら、平成23年度から平成25年度までの業務については、これらの書類の提出がない状態で業務完了報告を認め、履行確認の手続きを行ってきた事実がある。不適切な事務処理が認められるが、現実にこれらの書類が存在しないため、不存在とするしかない。

第5 審査会の判断理由

1 文書の存否について

審査会では、教育委員会から提出された資料を確認し、また、教育委員会の担当者から詳細な事実の聞き取りを行った。その結果、開示請求された行政文書のうち本件処分1及び本件処分2で不存在と決定された文書については、次のとおり教育委員会では保有していなかった事実が認められた。

（1）設計段階における汚泥引抜き数量を示す文書（本件請求1の に係る文書）について

本来であれば、設計段階の汚泥の引抜き数量については、業者が適正な見積りを行うために不可欠なものである。これを仕様書に示すことで業者はそれぞれ適正な見積金額の積算を行うことができ、もって公正な競争入札が執行できるものと考えられる。教育委員会以外の部署における施設の浄化槽維持管理業務においては、汚泥の数量と単価に基づいた設計金額の積算を行い、その積算に用いた数量を仕様書に記載していることが認められた。

しかし、教育委員会では平成23年度から平成26年度までの本件業務の設計額の算出において、過年度の契約金額を参考にしたのみで、明確な数量と単価に基づく積算を行っていない事実が明らかになった。このようなあいまいな事務処理は、不適切であり、異議申立人が疑念を抱くのも無理のないことであると考えられる。

（2）完了報告段階における施工写真及び汚泥引抜き数量を証明する文書（本件請求1の 並び

に本件請求２の 及び に係る文書）について

審査の結果、平成２３年から平成２５年度までの業務完了報告書には施工写真並びに汚泥引抜き数量を証明する文書及び大崎広域東部汚泥再生処理センターへの搬入伝票が添付されていないことが認められた。これらの書類は、仕様書又は契約書で業者からの提出を義務付けている書類であり、これらの提出なくして業務完了を認めていたということは、不適切としか言いようのない事実である。

美里町財務規則（平成１８年美里町規則第３２号）第１２６条の３第２項には「前項の検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、給付の内容、数量等について行うほか、必要に応じ破壊若しくは分解又は試験をして行うものとする。」とあり、契約書及び仕様書に基づく業務が行われているか確認した上で業務完了を認めるべきことは明らかである。本件においては、この規定に違反していることが認められ、法令遵守を基本とする行政機関にあって、組織的に認識が不足していたということが言える。この点に関する異議申立人の主張は、もっともなものであると判断する。

２ 処分後に取得した文書について

前記１のとおり、本件処分１及び本件処分２に係る文書は、処分をした時点においては存在していなかったことが認められるが、審査会で審議を進める中で、大崎広域東部汚泥再生処理センターが保有する汚泥の受入れ伝票が存在することが明らかとなり、教育委員会にこれを入手させた。当該文書は、汚泥が搬入された日付及び数量を証明する文書であり、不存在とされた本件請求１の 及び本件請求２の の文書に該当する。しかし、異議申立人は業務完了報告書に添付されるべき書類が添付されていないことを問題としていることから、然るべき時期に提出された文書でなければ納得しないということも予想される。よって、処分後に取得した当該文書について、異議申立人に取得した経緯を説明し、当該文書が請求の趣旨に沿うものかどうかを確認した上で、請求の趣旨に沿うものであれば、改めて開示決定を行うべきであると判断する。

３ 結論

以上のとおり、請求された文書は、処分をする時点においては教育委員会では保有していない事実が認められた。しかし、それらは本来、教育委員会で作成し、又は取得すべき文書であり、これらが教育委員会の事務処理の不備により不存在となっているものである。そして、これらの文書の不存在は、異議申立人に様々な疑念を喚起させるものである。この点に関する異議申立人の主張は正当なものであると判断する。

しかしながら、現時点においても設計段階における汚泥引抜き数量を示す文書及び業務完了報告段階における施工写真は不存在であると認めざるを得ない。ただし、処分後に教育委員会が取得した大崎広域東部汚泥再生処理センターの受入れ伝票については、請求の趣旨に沿うものかどうかを確認した上で、再度決定を行うべきであるため、当該文書に係る部分の不存在決定を取り消すべきものと判断する。

第6 審査の経過

年 月 日	処理内容
平成26年 8月 4日	諮問を受けた。
平成26年 8月25日 (平成26年度第2回審査会)	事案の審査を行った。
平成26年 9月 5日	異議申立人から意見書を受理した。
平成26年 9月10日 (平成26年度第3回審査会)	事案の審査を行った。
平成26年 9月25日 (平成26年度第4回審査会)	事案の審査を行った。
平成26年10月8日 (平成26年度第5回審査会)	事案の審査を行った。

(参考) 美里町情報公開審査会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
鎌 田 明	学識経験者	会 長
古 川 隆	学識経験者	会長職務代理者
佐 藤 賢 二	学識経験者	